# 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等に関する規程

令和４年９月30日規程第６号
改正　令和８年３月26日規程第36号

（目的）

**第１条**　この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員就業規程（平成６年９月30日規程第９号。以下「職員就業規程」という。）第３条第１項に規定する職員（以下「職員」という。）の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業、出生時育児休業、子の看護等休暇、育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児休業等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（育児休業の対象者）

**第２条**　育児のために休業することを希望する職員であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が１歳６か月（第５項又は第６項の申出にあっては２歳。第７項又は第８項の申出にあっては３歳。）に達する日までに雇用契約が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

２　配偶者（職員が届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として理事長が認める者を含む。以下同じ。）が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が１歳２か月に達するまでの間で、出生日以後の産前産後休暇期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が１年を限度として、育児休業をすることができる。

３　次の各号のいずれにも該当する職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第５条第３項又はこの項に基づく休業を子の１歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

（１）　職員又は配偶者が原則として子の１歳の誕生日の前日に育児休業していること

（２）　次のいずれかの事情があること

ア　保育所等に入所を希望しているが入所できない場合

イ　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ　その他理事長が必要と認める場合

（３）　子の１歳の誕生日以降にこの項に基づく休業をしたことがないこと

４　前項の規定にかかわらず、産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第１項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による３回目以降の休業含む）が終了し、終了事由である産前産後休暇等に係る子又

は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業することができる。

５　次の各号のいずれにも該当する職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳６か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第５条第４項又はこの項に基づく休業を子の１歳６か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

（１）　職員又は配偶者が子の１歳６か月の誕生日応当日の前日に育児休業していること

（２）　次のいずれかの事情があること

ア　保育所等に入所を希望しているが入所できない場合

イ　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ　その他理事長が必要と認める場合

（３）　子の１歳６か月の誕生日応答日以降に本項の休業をしたことがないこと

６　前項の規定にかかわらず、産前産後休暇、出生時育児休業又は新たな育児休業が始まったことにより第１項、第３項又は第４項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了又は介護休業が始まったことにより第３項又は第４項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

７　次の各号のいずれにも該当する職員は、子が３歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の２歳の誕生日に限るものとする。

（１）　職員又は配偶者が子の２歳の誕生日の前日に育児休業していること

（２）　次のいずれかの事情があること

ア　保育所等に入所を希望しているが入所できない場合

イ　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、２歳以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ　その他理事長が必要と認める場合

８　前項の規定にかかわらず、産前産後休暇、出生時育児休業又は新たな育児休業が始まったことにより第１項及び第３項から第６項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了又は介護休業が始まったことにより第３項から第６項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が３歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

（育児休業の申出）

**第３条**　育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の１か月前（第２条第３項から第８項に基づく１歳、１歳６か月及び２歳を超える休業の場合は２週間前）までに育児

休業申出書（第１号様式）により申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が雇用契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

２　第２条第１項に基づく休業の申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき２回までとする。

（１）　第２条第１項に基づく休業をした者が第１項後段の申出をしようとする場合

（２）　配偶者の死亡等特別の事情がある場合

３　第２条第３項又は第４項に基づく休業の申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。

（１）　第２条第３項又は第４項に基づく休業をした者が第１項後段の申出をしようとする場合

（２）　産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条第３項又は第４項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

４　第２条第５項又は第６項に基づく休業の申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。

（１）　第２条第５項又は第６項に基づく休業をした者が第１項後段の申出をしようとする場合

（２）　産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条第５項又は第６項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

５　第２条第７項又は第８項に基づく休業の申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。

（１）　第２条第７項又は第８項に基づく休業をした者が第１項後段の申出をしようとする場合

（２）　産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条第７項又は第８項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

６　理事長は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

７　申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育児休業申出書を提出した者（以下「育休申出者」という。）は速やかにその旨を申し出なければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

**第４条**　育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（第２号様式）を提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

２　第２条第１項に基づく休業の申出の撤回は、撤回１回につき１回休業したものとみなす。また、第２条第３項又は第４項、第５項又は第６項及び第７項又は第８項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第２条第１項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第３項又は第４項、第５項又は第６項及び第７項又は第８項に基づく休業の申出をすることができる。また、第２条第３項又は第４項に基づく

休業の申出を撤回した者であっても、同条第５項又は第６項及び第７項又は第８項に基づく休業の申出をすることができ、同条第５項又は第６項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第７項又は第８項に基づく休業の申出をすることができる。

４　育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を申し出なければならない。

（育児休業の期間等）

**第５条**　育児休業の期間は、原則として子が１歳に達する日まで（第２条第２項から第８項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として、育児休業申出書に記載された期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長は育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

３　職員は、育児休業期間変更申出書（第３号様式）により育児休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を行うことができる。また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の１か月前（第２条第３項から第８項に基づく休業をしている場合は２週間）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。なお、育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第２条第１項に基づく休業１回につき１回に限り行うことができるが、第２条第３項から第８項に基づく休業の場合には、第２条第１項に基づく休業とは別に、子が１歳から１歳６か月に達するまで、１歳６か月から２歳に達するまで及び２歳から３歳の期間内で、それぞれ１回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

４　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（１）　子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合　当該事由が発生した日

（２）　育児休業に係る子が１歳に達した場合等　子が１歳に達した日（第２条第２項に基づく休業の場合を除く。また、第２条第３項又は第４項に基づく休業の場合は子が１歳６か月に達した日、同条第５項又は第６項に基づく休業の場合は子が２歳に達した日、同条第７号又は第８号に基づく休業の場合は子が３歳に達した日。）

（３）　育休申出者について、産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合　産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

（４）　第２条第２項に基づく休業において、出生日以後の産前産後休暇期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が１年に達した場合　当該１年に達した日

５　前項第１号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を申し出なければならない。

（出生時育児休業の対象者）

**第６条**　育児のために休業することを希望する職員であって、産前産後休暇をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して８週間を経過する日の翌日から６か月を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

（出生時育児休業の申出）

**第７条**　出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の２週間前までに出生時育児休業申出書（第４号様式）を提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が雇用契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

２　前条第１項に基づく休業の申出は、一子につき２回まで分割できる。ただし、２回に分割する場合は２回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

３　理事長は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

４　申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育児休業申出書を提出した者（以下「出生時育休申出者」という。）は速やかにその旨を申し出なければならない。

（出生時育児休業の申出の撤回等）

**第８条**　出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届（第５号様式）を提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

２　第６条第１項に基づく休業の申出の撤回は、撤回１回につき１回休業したものとみなし、みなし含め２回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

３　出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。

（出生時育児休業の期間等）

**第９条**　出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後８週間以内のうち４週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

３　職員は、出生時育児休業期間変更申出書（第６号様式）により、出生時育児休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業１回につき１回行うことができる。また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の２週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業１回につき１回行うことができる。

４　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（１）　子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合　当該事由が発生した日

（２）　子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から８週間を経過した場合　子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から８週間を経過した日

（３）　子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合　子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

（４）　出生時育休申出者について、産前産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合　産前産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

５　前項第１号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を申し出なければならない。

（子の看護等休暇）

**第10条**　子の看護等休暇は、小学校第３学年修了前までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話及び疾病の予防を図るために必要なことをいう。第４項において同じ。）、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話、当該子の入園（入学）式、卒園式への参加のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

２　子の看護等休暇は、１会計年度において、１日を単位として、対象となる子が１人の場合は５日、２人以上の場合は 10 日の範囲内で必要と認められる期間について取得することができる。また、職務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として取得することができる。なお、取得可能な日数の全てを取得することとなる場合に限り、分を単位として取得することができる。

３　１時間を単位として取得した子の看護等休暇を日に換算する場合は、７時間 45 分又は８時間をもって１日の取得とする。

４　理事長は、子の看護等休暇を承認するときは、当該子の看護、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話、当該子の入園（入学）式、卒園式への参加を必要とすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

（育児短時間勤務）

**第11条**　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、申し出ることにより、１日の所定勤務時間を下表の育児短時間勤務の時間に変更し勤務することができる。ただし、１日所定勤務時間が６時間以下の職員については、育児短時間勤務をすることができない。

| １日の所定勤務時間 | 育児短時間勤務の時間 |
|---|---|
| ７時間４５分又は８時間 | ６時間又は７時間 |
| ７時間 | ６時間 |
| ６時間以下 | 非該当 |

２　育児短時間勤務の申出は、当該年度末までの期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始の１か月前までに育児短時間勤務申出書（第７号様式）により行うものとする。

（育児短時間勤務の変更及び中止）

**第12条**　育児短時間勤務は、承認された期間の途中において、期間又は時間の変更及び中止することができる。なお、変更及び中止の時期は、原則として月の初日とする。

２　前項の申し出は、原則として変更又は中止する日の１か月前までに育児短時間勤務変更・中止申出書（第８号様式）により行うものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務等の制限）

**第13条**　理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため職員が請求した場合、深夜（午後10時から午前５時までの時間帯）、正規の勤務時間を超えた時間、週休日及び休日において勤務をさせてはならない。

（マタニティハラスメント等の禁止）

**第14条**　すべての職員は、職員が妊娠、出産したこと及び本規程に規定する制度の申出及び利用に関して、当該申出及び利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

２　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の取扱いについては、別に定める。

（給与等の取扱い）

**第15条**　育児休業、出生時育児休業及び育児短時間勤務の期間の給与、報酬、賃金等の取扱いは、申し出た職員に適用される就業規程及び給与規程の定めるところによる。

（委任）

**第16条**　この規程に定めるもののほか、職員の育児休業等に関して必要な事項は、育児・介護休業法その他の法令の定めるところを踏まえて、理事長が別に定める。

**付　則**

この規程は、平成６年10月１日から施行する。

**付　則**

この規程は、平成８年10月１日から施行する。

**附　則**

１　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

２　世田谷区社会福祉事業団育児休業に関する規程の一部を改正する規程（以下「改正規程」という。）による改正前の世田谷区社会福祉事業団育児休業に関する規程により育児休業をしたことのある職員（改正規程の施行の際、現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正規程による改正後の第８条第１項第１号に規定に改正規程附則３に直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

３　前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

**附　則**（平成21年３月31日規程第25号）

この規程は、平成21年４月１日より施行する。

**附　則**（平成22年６月28日規程第４号）

この規程は、平成22年６月30日より施行する。

**附　則**（平成28年３月30日規程第43号）

この規程は、平成28年４月１日より施行する。

**附　則**（令和２年３月26日規程第41号）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（非常勤職員育児休業実施基準の廃止）

２　社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団非常勤職員育児休業実施基準（平成29年11月23日29世社事総第599号）は廃止する。

**附　則**（令和４年３月29日規程第17号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

**附　則**（令和４年６月30日規程第２号）

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

**附　則**（令和４年９月30日規程第　号）

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

**附　則**（令和７年３月24日規程第29号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

**附　則**（令和８年３月26日規程第36号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

第１号様式

# 育児休業申出書

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　申出にかかる子 | フリガナ<br>氏　　名 | | | |
| | 生年月日 | 年　　月　　日 | 続柄 | |
| ２　申出区分<br>※いずれかに○ | ①　１歳（又は１歳２か月）までの休業【１回目】<br>②　１歳（又は１歳２か月）までの休業【２回目】<br>③　１歳から１歳６か月までの休業　　④　１歳６か月から２歳までの休業<br>⑤　２歳から３歳までの休業<br>（申出理由（③、④、⑤の場合）） | | | |
| ３　休業期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで<br>（職場復帰予定日　　年　　月　　日） | | | |
| ４　配偶者の育休期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | | |
| ５　１の子について既に育児休業した期間（出生時育休含む） | ・　・　～　・　・ | ・　・　～　・　・ | | |
| | ・　・　～　・　・ | ・　・　～　・　・ | | |
| | ・　・　～　・　・ | ・　・　～　・　・ | | |
| ６　産前産後休暇の状況 | 産前 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | |
| | 産後 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | |
| ７　育休予定 | 年　　月　　日まで（　継続して取得　・　断続で取得　） | | | |
| ８　備考 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第２号様式

# 育児休業申出撤回届

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等に関する規程第４条第１項の規定に基づき、　　年　　月　　日付で行った育児休業の申出を撤回します。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第３号様式

# 育児休業期間変更申出書

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等に関する規程第５条第３項の規定に基づき、　　年　　月　　日付で行った育児休業の申出期間を変更します。

| | |
|---|---|
| １　当初の申出における休業期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| ２　変更する休業期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| ３　変更理由 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第４号様式

# 出生時育児休業申出書

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　申出にかかる子 | フリガナ<br>氏　　名 | | | |
| | 生年月日 | 年　　月　　日 | 続柄 | |
| ２　休業期間<br>※２回に分割取得する場合は一括して申し出ること | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで<br>（職場復帰予定日　　年　　月　　日） | | | |
| | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで<br>（職場復帰予定日　　年　　月　　日） | | | |
| ３　産前産後休暇の状況 | 産前 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | |
| | 産後 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | |
| ４　育休予定 | 年　　月　　日まで（　継続して取得　・　断続で取得　） | | | |
| ５　備考 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第５号様式

# 出生時育児休業申出撤回届

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等に関する規程第８条第１項の規定に基づき、　　年　　月　　日付で行った出生時育児休業の申出を撤回します。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第６号様式

# 出生時育児休業期間変更申出書

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等に関する規程第９条第３項の規定に基づき、　　年　　月　　日付で行った出生時育児休業の申出期間を変更します。

| | | |
|---|---|---|
| １　当初の申出における休業期間 | （１回目） | 年　月　日から　年　月　日まで |
| | （２回目） | 年　月　日から　年　月　日まで |
| ２　変更する休業期間 | （１回目） | 年　月　日から　年　月　日まで |
| | （２回目） | 年　月　日から　年　月　日まで |
| ３　変更理由 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　月　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第７号様式

# 育児短時間勤務申出書

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　申出にかかる子 | フリガナ<br>氏　　名 | | | |
| | 生年月日 | 年　　月　　日 | 続柄 | |
| ２　申出者以外の子の親 | フリガナ<br>氏　　名 | | | |
| | 子との同・別居 | □ 同居　□ 別居 | 子からみた続柄 | |
| | 就業の有無 | □ 有　□ 無 | | |
| ３　時短の期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | | |
| ４　時短時の勤務時間等 | 時短区分 | □ ６時間　□ ７時間　※１日の所定時間 | | |
| | 勤務時間 | 時　　分から　　時　　分まで<br>※勤務時間は予め設定のある時間であること。 | | |
| ５　既に時短をした期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | | |
| | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | | |
| ６　備考 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |

第８号様式

# 育児短時間勤務変更・中止申出書

理事長あて

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所　　属

氏　　名

職員番号

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　申出にかかる子 | フリガナ<br>氏　　名 | | | |
| | 生年月日 | 年　　月　　日 | 続柄 | |
| 2　変更内容 | □　時短勤務**期間**の延長　□　時短勤務**時間**の変更　□　時短勤務の**中止** | | | |
| 3　変更理由 | | | | |
| 4　変更後の時短の期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで | | | |
| 5　変更後の時短時の勤務時間等 | 時短区分 | □　６時間　□　７時間　※１日の所定時間 | | |
| | 勤務時間 | 時　　分から　　時　　分まで<br>※勤務時間は予め設定のある時間であること。 | | |
| 6　備考 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所属 | 受理日 | 年　　月　　日 | | | |
| | 承認権者 | | | | |
| | | | | | |
| 法人統括管理室 | 本部長 | | | | |
| | | | | | |